慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	海軍の南進と南洋興発 (一九二〇年～一九三六年) : 南洋群島委任統治から「国策の基準」迄
Sub Title	The Japanese Navy's southward advance and Nanyô Kôhatsu, 1920-1936
Author	佐伯, 康子(Saeki, Yasuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.2 (1992. 2) ,p.229- 249
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	神谷不二教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920228-0229

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海軍の南進と南洋興発（一九二〇年～一九三六年）

――南洋群島委任統治から「国策の基準」迄――

佐伯康子

はじめに
一、南洋庁と南洋興発の設立
二、海軍の南進政策
(1)「対南洋方策研究会」の発足
(2)「海軍政策及制度研究調査委員会」の発足
むすびにかえて

はじめに

第一次大戦によって、マリアナ、カロリン、マーシャルの三諸島からなる南洋群島を軍事占領して以降、海軍では永久占領論が有力となった。

それは、南洋群島に次のような価値を見い出したからである。第一は、有事において太平洋におけるアメリカの主力艦隊の西進を遮断するという軍事的効果で、第二は、将来の南方発展の際の「基地」としての重要性である。(1)

ちょうどそのころ、南洋群島に注目していた事業家がいた。南洋群島で製糖業を行おうとしていた松江春次である。具体的には、一九二〇年に国際連盟理事会で「南洋群島ニ対スル帝国ノ委任統治条項」の調印がなされ、日本が南洋群島を正式に委任統治下においた翌年、松江は、南洋興発株式会社を設立した。

最初の数年間の業績不振を克服し、一九二五年以降、同社によるサイパン、テニアン両島の砂糖きび生産を背景とする製糖業の伸びは、南洋群島の経済発展に大きく貢献することとなった。(2)

同社の発展は、製糖業だけに止まらなかった。ニューギニア、チモールへと進出するに及んで、海軍の南進政策と結びついた。

主に、「対南洋方策研究会」と「海軍政策及制度研究調査委員会」の発足から「国策の基準」発表に至る迄の海軍の南進政策が、松江春次の南洋興発株式会社と、どのように結びついていたかを明らかにするのが、本稿の目的である。

(1) 波多野澄雄「日本海軍と南進政策の展開」（杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦』同文館一九九〇年、所収）、一四六頁。

(2) 溝口敏行「日本統治下における『南洋群島』の経済発展　一九二二～三八年」『経済研究』第三一巻第二号（一九八〇年四月）、一三三頁。

追　松江春次が、サイパン、テニアンを始めとする南洋群島で、製糖業を成功させるにあたって、特記しておくことがある。

松江は、東京高等工業学校（現在の東工大）応用化学科を卒業後、大日本製糖株式会社に入社する。入社して四年目二十七歳の時、アメリカ農商務省の海外実行練習生試験に合格し、同時に大日本製糖より海外遊学を命ぜられる。

アメリカ、ルイジアナ大学砂糖科に入学、二年間で砂糖科を卒業し、マスター・オブ・サイエンスの称号を授与される。

卒業後、フィラデルフィア市にある、大手企業スプレックルス製糖会社に、一職工として入社し、角砂糖の研究をなす。そ

の後技師となる。

アメリカ各製糖地を一ヶ年見学し、後欧州にわたり、欧州各地の製糖を視察し、五年間の遊学を終える。

一九〇三年から一九〇七年迄のアメリカを中心とする海外経験で、松江が高度な製糖技術を習得していたことが、南洋興発の飛躍的発展の土台となっていくのである。

（松江自身の経歴については、能仲文夫『南洋と松江春次』時代社　一九四一年　に詳しい）

一、南洋庁と南洋興発の設立

一九一四年六月の第一次大戦の勃発とともに、日本政府は、日英同盟による英国側からの要請と、太平洋上のドイツ根拠地の撤去を求めて大戦に加わった。

日本海軍は、南遣支隊をドイツ領諸島の占領に出動させ、同年十月には、南洋群島の全域を制圧して、海軍の軍政下に置くに至ったのである。

一九一八年休戦調印に至り、翌年五月のパリ講和会議において、旧ドイツ領ミクロネシアの赤道以北の諸島、すなわち、マリアナ、カロリン、マーシャルの南洋群島は、日本の統治領となった。一九二〇年十二月、国際連盟が創設され、この統治権の委任が、正式に決定された。(1)

日本政府は、速やかに占領時代の軍政を廃止して民政に移すため、一九二二年四月、パラオ諸島（カロリン諸島の一部）のコロール島に南洋庁を設置し、初代南洋庁長官に、軍政時代の臨時南洋群島防備隊民政部長・手塚敏明を任命した。

南洋庁となってからも海軍との結びつきは深く、同庁には海軍省の横須賀鎮守府参謀兼軍需部員である在勤武官がおり、南洋庁と海軍関係事項の交渉処理を行っていた。(2)彼らは南洋庁の蔭の実力者といわれていた。

南洋庁は、行政官庁として、パラオ、サイパン、ヤップ、ポナペ、トラック、ヤルートの六支庁を置き、原住民の慣習を尊重しながら、教育の普及など近代化を図るとともに、資源の調査、研究、開発に重点を置いた。(3)

南洋庁設置より約一年前の一九二一年二月、かねてから南洋群島での糖業開発に興味をもっていた新高製糖株式会社元常務松江春次は、サイパン、テニアンの両島に実地調査に赴き、この調査結果を大分新聞に発表した。この記事が、当時民政部長をしていた手塚敏明の目に止まることとなる。

この時、南洋群島は、日本の委任統治領となってからやっと一年を経過したばかりであったが、サイパン、テニアンの両島で、移民飢餓問題がもち上がっていた。軍政下時代、両島で事業を起こそうとした西村拓殖株式会社と南洋殖産株式会社が、いずれも失敗し、両社合わせて一〇〇〇名もの移民が、生活の資を断たれ、事実上飢餓状態となって、惨たんたる有様を呈していたのである。

委任統治となったばかりで、国際関係上、列国の注目の的となっていたところへ、一〇〇〇名もの飢餓移民のいる事実は、まことに重大事であった。民政部長手塚は、政府に報告書を出し、場合によっては、政府の手で移民全員を内地に送還する覚悟を決めた上で、最後の手段として、この地に何か事業を起こして移民を救済する方法はないものかと考えていたのである。(4)

手塚は、松江に「是非南洋で製糖事業を遣って貰いたい。(5)」と依頼をする。

そして、さらに資金面でのやりくりをつけるため、朝鮮を主事業地とする国策会社、東洋拓殖株式会社石塚英蔵総裁を、松江に紹介する。松江は、東洋拓殖㈱総裁との会見を次のように述べている。

「私はこの時、東洋拓殖㈱の意向が、大体棉花に傾いて居たことを聞いて居たので……台湾において総督府の援助を受けて起こした三井物産の棉花栽培が失敗に終わった原因等も説明し……糖業ならば、充分台湾より有利な経営が出来ることを説明したのであった。(6)」

このように、南洋に野心をもつ事業家が、飢餓移民問題を何とか解決したい政府の仲介によって、国策会社から資金を調達して生まれたのが南洋興発株式会社（以下、南洋興発とする。）であった。

一九二一年十一月、南洋興発が設立された。新会社は、松江春次主導のもと、

「サイパン島における浮浪移民を吸収し、かつ、健全な発展力に富む社会を海外に築き、内地の人口問題に寄与するため、拓殖移民を標榜する。」[7]

という基本構想をたてた。

資本金は三〇〇万円、総株式六〇〇〇〇株の内分けは次のようであった。

南洋拓殖　四二〇〇〇株
海外興業　四〇〇〇株
旧西村拓殖関係　一〇〇〇〇株
旧南洋殖産関係　四〇〇〇株
（計六〇〇〇〇）[8]

新しく投資資金となったのは、東洋拓殖と海外興業の分であるが、海外興業の分は、西村拓殖に対する貸出を株式に直したものであるから、現金払込はわずかに東洋拓殖の四二〇〇〇株二一〇万円であった。さらに、この中から南洋殖産の現金買収費二〇万円、西村の事業地負債等四〇万円、その他の旧債六〇万円を負担したのであるから、資金繰りは、当初より相当厳しいものであった。

経営の全責任を任された松江は、「東洋拓殖が良く此の事情を了解し、必要な資金は随時出して遣るからとのことであったので、之を唯一の力とした。」[9]と述べているが、逆にみれば、民間会社として設立した南洋興発ではあったが、資金繰りは、国策会社の支援を得ているという、極めて政府色の強い会社であった。

一九二三年に、サイパンに製糖工場を竣工、操業から第三年目の一九二五年に、製糖量八九三七トンという飛躍的成

果を収め、南洋糖業の基礎を確立するに至った。一九三〇年にはテニアン工場が、また一九三六年からはロタ工場での生産も加わるようになった。特に一九三〇年から一九四三年迄は、年平均五二四三四トンの砂糖生産実績をあげている。(10)

この間、一九三一年には、蘭領ニューギニアに南洋興発合名会社（オランダ法人）を設立した。南洋興発合名会社は、ドイツのフォニックス社のニューギニアにおける権利を買収したもので、ナビレ地区におけるダマール樹脂事業に進出し、一九三三年モミ地区における棉作、一九三七年にはサルミ地区における棉作に着手した。(11)

松江の、蘭領ニューギニアへの思い入れは並々ならぬものがあり、ニューギニア進出を果たした翌一九三二年八月には、ニューギニアの踏査を終えた後、ジャワ島に渡り、蘭印総督と会見している。松江は、

「持てる国（資源を―筆者記）は、その不用とする部分の植民地を、持たざる国の管理に移し、管理を受託した側は、その経営に全力を注ぐとともに、門戸開放と、補償の制度によって管理を委託した側に、利益の一部を供与する方法を講じ、両国の共助的繁栄を図ることが賢明である。(12)」

という考えをもっており、その対象が、蘭領ニューギニアであったわけで、一九三四年には「蘭領ニューギニア買収案」を上程し、当局に対して国家的提案を行っている。

この構想を実現させるため、松江は、斉藤実首相に詳細を説明したり、自ら料亭を借り切って、山本五十六、永野修身、光内光政、末次信正、豊田副武、高橋三吉、加藤寛治、島田繁太郎といった海軍省幹部に陳情を行ったりしている。その要旨は、

「今や、ジャワ糖業の没落をはじめ、蘭領印度の経済的破綻は必至の情勢にあり、加えて欧米列国は、世界恐慌による国内の対応に追われ、進んで外国と事を構える立場にあらず、その他あらゆる条件において、今こそ蘭領ニューギニアの買収に関し、オランダ政府と平和的交渉を開始し、曠古の大業を成就するに、千載一遇の好機というべし。(13)」

南洋興発　年度別利益金，配当率，抱擁人口の推移

年　度	期　間	期末資本金	利益金	配当率	抱擁人口
大正11年度	大10. 10～11. 9	3,000	△ 12	0	
大正12年度	大11. 10～12. 9	3,000	89	0	
大正13年度	大12. 10～13. 9	3,000	51	0	
大正14年度	大13. 10～14. 9	3,000	336	8	
大正15年度	大14. 10～15. 9	3,000	326	8	
昭和 2年度	大15. 10～ 2. 9	3,000	355	9	
昭和 3年度	昭 2. 10～ 3. 9	2,600	345	9	
昭和 4年度	昭 3. 10～ 4. 9	2,600	336	9	10,000
昭和 5年度	昭 4. 10～ 5. 10	7,000	501	7.5	12,000
昭和 6年度	昭 5. 11～ 6. 10	7,000	644	7.5	14,000
昭和 7年度	昭 6. 11～ 7. 10	7,000	859	9	15,500
昭和 8年度	昭 7. 11～ 8. 10	20,000	1,447	9	16,000
昭和 9年度	昭 8. 11～ 9. 10	20,000	1,872	9	18,000
昭和10年度	昭 9. 11～10. 10	20,000	2,965	9	28,000
昭和11年度	昭10. 11～11. 10	20,000	3,415	10	31,000
昭和12年度	昭11. 11～12. 9	40,000	4,428	12	33,000
昭和13年度	昭12. 10～13. 9	40,000	5,149	12	34,000
昭和14年度	昭13. 10～14. 9	40,000	4,605	12	35,000
昭和15年度	昭14. 10～15. 9	40,000	3,811	10	35,000
昭和16年度	昭15. 10～16. 9	40,000	4,027	9	35,000
昭和17年度	昭16. 10～17. 9	50,000	4,254	7	46,000
昭和18年度	昭17. 10～18. 9	50,000	5,353	6	48,000
昭和19年度	昭18. 10～19. 9	50,000	3,296	6	48,000
昭和20年度	昭19. 10～20. 3	50,000	1,434	4	

(注) 1　配当率は数種の株式のある場合，優先株のものを掲げた。
(注) 2　出典：『南興史』より付表(1)，付表(9)をまとめ一つの表にした。

というものであった。

この時期の南洋興発は、まさに破竹の勢いで発展しており、一九二二年に開設された南洋庁は、財政的に毎年数百万円の赤字が続き、その不足額を国庫からの補助金に頼っていたが、一九三二年以降、南洋興発が納入する出港税が増加したことで、台湾総督府に次いで財政の黒字化を実現している。(14)

(1) 我部政明「日本のミクロネシア占領と〈南進〉」(二)『法学研究』第五五巻第八号（一九八二年八月）六七～七四頁参照。
(2) 防衛研修所戦史室『戦史叢書　中部太平洋方面海軍作戦〈1〉』朝雲新聞社　一九七〇年　一五頁。
(3) 山縣孝雄著『南拓誌』南拓会　一九七二年　二〇頁。
(4) 松江春次『南洋開拓拾年誌』一九三三年　六二頁。
(5) 同右書　六二頁。
(6) 同右書　六三～六四頁。
(7) 武村次郎『南興史』南興会　一九七四年　七八頁。
(8) 同右書　六八頁の資料を引用、正確には、新会社の資本金三百万円の総株六万株の内、四万四千株は新投資、残りの一万六千株は旧会社の資産引当であって、前者を甲号株、後者を乙号株と称していたのであるが、本文では、わかり易く株引受会社別に表わした。原文は以下のようである。

「東洋拓殖　甲号　四二〇〇〇株
海外興業　仝　二〇〇〇株
旧西村拓殖関係　乙号　一〇〇〇〇株
旧南洋殖産関係　仝　四〇〇〇株
海外興業　仝　二〇〇〇株
計　六〇〇〇〇株」

(9) 前掲書『南洋開拓拾年誌』六九頁。
(10) 前掲書『南興史』一〇七頁。
(11) 同右書　八一頁。

(12) 同右書　六六～七〇頁。
(13) 同右書　V頁。
(14) 同右書　八一頁。

二、海軍の南進政策

(1) 「対南洋方策研究会」の発足

第一次世界大戦を機に、海軍は南進への足掛りを得ることとなった。海軍は、委任統治後も、南洋群島の軍事的拠点化構想に固執し、民政移行後の南洋庁に対して、軍事的配慮を要望し、又東南アジアに接近するパラオに司令部移転を図った。このことは、一九三六年に、国策として南進が採用されていく上で、大きな布石となる。(1)

一九三〇年代後半に入ると、海軍では、液体燃料の自給化問題が浮上してくるとともに、「本国の前進防禦陣地」としての、南洋群島の戦略的価値が高まりをみせてくる。(2)以上二点について組織的な研究を行う目的で、一九三五年七月「対南洋方策研究委員会」が発足する。海軍創立以来、初めての組織的な南洋研究会である。

又一方、この時期は、一九三三年に国際連盟を脱退した日本は、このとき海軍軍備条約交渉の最終段階にあり、一九三五年には、軍縮会議を控えていた。一九三〇年のロンドン軍縮条約は、日本の海軍に極めて不人気で、一九三四年迄に、海軍省内の条約存続を求める自重派は、対米パリティーを求める強硬派にほとんど駆逐されていたほどであった。(3)結果的には、一九三六年一月、日本政府は、ロンドン軍縮会議を脱退、一九三七年一月一日より、海軍軍備について無条約国となったのである。これは一部海軍首脳部の望んでいたことであった。省内で勢力を掌握しつつあった強硬派は、一九三四年以降軍令部を中心に、この事態も予想して、独自の政策を検討する必要を感じていたのであ

ろう。

一九三五年七月十五日、「対南洋方策研究委員会」（以下「対南研」とする）のメンバーが発表された。委員長には、軍令部次長、中将加藤隆義がなり、委員には、軍務局長、中将吉田善吾以下、二十一名が任命されるが十二月にはいって、委員長には、中将島田繁太郎が、軍務局長には、中将豊田副武がとってかわる。[4] 委員長、軍務局長を除いて、他はすべて海軍省の主要部局の中核をなす佐官級によって占められている。発足年の一九三五年には、約六ケ月間に計三回の委員会が開催され、その下部機構である「対南研小委員会」は、実に二十一回開かれている。この委員会の構成メンバーと、委員会開催の頻度は、同委員会が、海軍省において、極めて重要な位置を占めるものであったといえる。[5]（一九三六年末迄には、「小委員会」の開催数は、九十九回に及ぶ）

「対南研」における主要調査研究事項は、

第一、帝国、国防上ヨリ見タル表南洋各地域に関する調査検討
第二、表南洋発展に対する諸方策
第三、対表南洋実行具体案（注　表南洋とは、蘭領印度、暹羅、フィリピン、英領マレー、英領ボルネオ、英領ニューギニア、ソロモン諸島、ギルバード諸島、仏領印度支那、葡領チモール、新南群島を言う）

であった。[6] 第二、第三の研究事項から、すでに、海軍が、目的として表南洋への進出を考えていたことがわかる。特に、第三事項は、さらに、「第一款　対表南洋方策実行ニ対スル各種障害ノ検討並ニ障害排除方策ノ研究」「第二款　対表南洋方策実行ニ対スル外交政策ノ研究」「第三款　対表南洋方策実行ニ対スル海軍政策ノ研究」「第四款　対表南洋方策実行ニ必要ナル諸工作」[7] と分類されているのである。

「対南研」は、これらの研究、調査を実行するにあたって、南洋興発に期待を寄せていた。一九三六年になると、月七～八回という頻度で、「対南研小委員会」が開催されている。その第六十一回「対南研小委員会」の開催通知が出

された五月二十八日、南洋興発は「南方国策ノ強化ト其ノ障害除去ニ関スル件」と題する報告書を提出した。内容を要約すると、次のとおりである。

(一)、当初、開拓を絶望視されていた南洋群島が、施政十年にして、財政独立を達成し、生産年額約二四〇〇万円、移住内地人の数は、五五〇〇〇人に達している。

(二)、南方貿易において、対南洋輸出は一九三一年より三五年迄に、総額二十五億円の内二億八〇〇〇万円（一割強）を占めている。

(三)、資源の自給の面から、ニューギニアが有力である。

(四)、人口問題の解決を考えた場合も、ニューギニアが最適である。

(五)、さらに、具体的に南方経営の障害除去を検討してみるならば、南方発展に於て最も主要なる目標地たるべき、蘭領東印度での恐日感情を除去すべきである。

(六)、和蘭政府が日本を恐れている原因は、

(イ)、満州、上海両事変並に、連盟脱退に現れた日本の強硬態度、

(ロ)、蘭領印度の経済的疲弊、並びに財政的窮迫、

(ハ)、植民地再分割論の抬頭、

によるものである。

(七)、外紙駐在員のデマを制止する必要がある。

(八)、国際信義を無視する入国令の変更には、抗議すべきである。一九一六年の蘭領印度の入国令が、一九三三年と三五年に変更になり、邦人企業がこまっている。

(九)、輸入制限及び企業制限を、打破する必要がある。一九三四年、蘭印政府が、関税の新設並びに引き上げを行ったことで、在留邦商は、死活的打撃を受けた。

(十)、以上述べてきたような現状より、和蘭が日本に対し抱きつつある脅威感を打破し、日蘭相互の福祉の増進を目的とする経済提携を実現するため、和蘭本国に、親善使節、並びに経済使節を派遣すべきである。(8)

「いかにして表南洋に進出するか」を目的とする「対南研」における研究事項の中でも、「表南洋に進出するには、障害をどのように排除したらよいか」という、ある意味では一番重要な部分で、南洋興発の意見が、影響力をもっていたと推察できる。

六月十九日、第七回「対南研」の、議題は㈠南洋水産業発展方策、㈡対比島方策、㈢対仏領印度支那方策、㈣対葡領「チモール」方策、についてであった。[9] これを受けて、七月二〇日、ポルトガル領チモールに対する進出方針に関する件覚が出されている。

「対葡領『チモール』方策ニ関シテハ対南研甲第十二号ヲ以テ対南洋方策研究委員会委員長ヨリ報告アリタル處現下機微ナル内外ノ情勢ニ鑑ミ同地ニ対スル我方進出ニ当リテハ慎重事ニ当リ其ノ第一歩ヲ誤ラザル如ク指導スルコト肝要ナリト認メラルルニ付テハ関係省間ニ左記要領ニ依ル方針ヲ速ニ確立シ之ヲ実行ニ移スコトトス

記

一、具体的進出ノ実行力ヲ有スル南洋興発株式会社ヲシテ第二号ノ要領ニ依リ自由手腕ヲ振ハシメ『チモール』ニ足場ヲ固メシム

競争的ニ進出セントスル他ノ企業者ハ当分ノ間主務省ニ於テ之ヲ阻止ス（但シ油田ニ進出スル場合ハ協和鑛業ヲシテ当ラシムルコト）

二、現地ニ於ケル事業ハ『チモール』官憲ノ要望スルモノヨリ着手シ該官民ヲシテ漸次親日的傾向ニ導キ先ヅ我地歩ヲ占メタル後第二段ノ策ヲ講ズ

三、詳細ナル調査ハ第一歩ヲ確保シタル後漸ヲ追ッテ之ヲ行フコトトシ調査ノ為数々人ヲ派遣スルガ如キハ之ヲ避クルコトトス

四、進出ハ不言実行ヲ旨トシ買収等ニ関スル我方ノ意向ハ此ノ際絶対ニ秘匿シ極力南洋興発株式会社ヲ内面的ニ支援シ我方実勢力ノ速カナル扶植ヲ図ル。[10]」

実は、この「対南研」の研究結果である「葡領チモールに対スル進出方針に関スル件覚」は、南洋興発社長松江が、軍令部次長島田繁太郎を訪問した結果決定されたものであった。松江は、これより約二ケ月前の五月末、島田を訪れ、

「『チモール』ニ於ル諸事業ハ是非南洋興発ニテ行ヒタシ〔同地は〕日本人ノ事業ヲ歓迎ス」[11]

と述べている。

実際には、南洋興発は一九三七年九月、持株比率四〇％、資本金一八九万パタカで、Sociedade Agricola Patria e Trabalho Lda（略称S・A・P・T）をデリー市に設立した。S・A・P・Tは、ポルトガル領チモール島におけるコーヒー、ゴム等の農園経営、及び貿易、海運業の事業を目的とする、日本とポルトガルとの合弁企業であった[12]。

第七回「対南研」の議題(一)、南洋水産発展方策については、推量の域を出ないが、南興水産株式会社に期待して掲げたのではないかと思われる。南興水産株式会社は、焼津漁業者を代表する庵原市蔵が主唱し、これに共鳴する松江の後援により、当時未知の魚田であった南洋漁業の開拓をめざし、南洋興発の水産部門を分離して、一九三五年一月設立したものである。同社は、パラオ・サイパン、トラック、ポナペ等におけるカツオ漁業、カツオ節製造を主事業とし、他に製氷、缶詰等の事業を行い、一時は、内地カツオ節需要の過半量をまかない、資本金二〇〇〇万円の大企業に発展した[13]。

第七回「対南研」から一ケ月後の八月十一日、閣議で「国策の基準」が決定され、

「南方海洋殊ニ外南洋方面ニ対シ我民族的経済的発展ヲ策シ努メテ他国ニ対スル刺激ヲ避ケツツ漸進的平和的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ満州国ノ完成ト相俟ツテ国力ノ充実強化ヲ期ス」[14]

こととなった。まさに「対南研」の研究が生かされたのである。

確かに、長い目でみると、

1、「中継基地」として期待された南洋群島は、相変わらず委任統治領で、軍事基地化が妨げられた。

2、蘭印進出をめぐる国際環境が悪化した。

3、陸軍が、華北工作から日中戦争へと、大陸への介入をさらに深化させるのに応じて、海軍も、南支に深く介入していった[15]。

などの理由で、「対南研」が作り出した実践的フレームワークは、充分生かされなかったことも事実であろう。

しかしながら、海軍の南進政策に、具体案を提出した意義は大きく、その実行者には、南洋興発が考えられていたのであった。「対南研」の主要メンバーは、「海軍政策及制度研究調査委員会」の委員も兼ねていた。

(1) 我部前掲論文　八六頁。
(2) 波多野前掲論文　一五一～一五二頁。
(3) 麻田貞雄「日本海軍と対米政策および戦略」（細谷千博、斎藤真他編『日米関係史2』東京大学出版会　一九七一年　所収）一一一頁～一一二頁。
(4) 土井章監修『昭和社会経済史料集成　第一巻　海軍省資料（1）』大東文化大学東洋研究所　一九七八年　二八二～二八六頁。（以下『海軍省資料（1）』とする）
(5) 同右書　(5) 頁。
(6) 同右書　二九四～三〇〇頁。
(7) 同右書　二九八～二九九頁。
(8) 土井章監修『昭和社会経済史料集成　第二巻　海軍省資料（2）』大東文化大学東洋研究所　一九八〇年　一一八～一三〇頁を要約した。（以下『海軍省資料（2）』とする）
(9) 同右書　一八八頁。
(10) 同右書　二六一～二六二頁。
(11) 防衛研修所戦史室『戦史叢書　大本営海軍部・聯合艦隊(1)』朝雲社　一九七六年　二九六～二九七頁。
(12) 前掲書『南興史』八七頁。
(13) 同右書　八三頁。
(14) 前掲書『海軍省資料（2）』二九一～二九二頁。
(15) 波多野前掲論文　二二一～二二二頁。

(2) 「海軍政策及制度研究調査委員会」の発足

海軍中央部は、必要がある場合、海軍省と軍令部の職員から成る委員会を組織して、特定案件を検討することが多かった。[1] 一九三六年三月に「海軍政策及制度研究調査委員会（以下『海軍制度調査会』とす）」が発足し、同年十二月迄続いた。

発足の動機は、軍務局の任務があまりに増えたため、何とかせねばならなかったことと、石原完爾参謀本部作戦課長着任以来の、陸軍側の北方重視思想に対して、海軍側も、海軍政策及び海軍軍備充実についての検討が、必要となったためである。[2]

「海軍制度調査会」は三組織からなった。第一委員会の研究調査目的は、

「帝国ノ国策並ニ之ガ実現ニ必要ナル海軍政策ノ具体案ヲ研究調査立案ス」

第二委員会の目的は、

「帝国海軍ノ内容充実及能率化ニ必要ナル諸制度及定員改正ノ具体案ヲ研究調査立案ス」

第三委員会の目的は、

「財政計画ヲ検討シ　且海軍予算ノ経済化ニ対スル具体案ヲ研究調査立案ス」

であった。[3]

研究調査の内容から、第一委員会は「対南研」と重複する部分があり、メンバー九名のうち、以下の七名が「対南研」の委員であった。

委員長　豊田副武中将（海軍省軍務局長）
委員　近藤信竹少将（軍令部第一部長）
高須四郎少将（軍令部第三部長）

岡敬純大佐（海軍省臨時調査課長）
中原義正大佐（軍令部第一部直属部員）
保科善四郎大佐（海軍省軍務局第一課長）
小川貫璽中佐（海軍省出仕）(4)

当時の海軍省の中核的人物達であった。

海軍政策の具体案を検討する「海軍制度調査会」の第一委員会は、南進に対して、平和的に、主として移植民及び経済の両面で発展させていく考え方であった。(5)

委員の一人、岡敬純大佐は、当時この方面で経済的な支配力を持っていた「華僑」の組織や行動を、系統的に研究したこと、南洋貿易に従事していた南洋興発を積極的に援助し、海軍では同社の貿易用スクーナー船の建造を好意的に行ったことを彼の回想録に述べている。(6)

「対南研」の場合と同様、「海軍制度調査会」でも、海軍の南進政策を具体化させるための手段として、南洋興発に期待していたのである。

当時、南洋興発は、

(一)、アラフラ海真珠業の統制機関をパラオに設け、母船を作り、燃料油の供給と、真珠の収集を行いたいこと。

(二)、蘭領東印度、シャム国に経済進出したく、シャム国への経済進出は、砂糖会社の新設に割り込んで合弁とし、ゴム採植事業も行いたいこと。(7)

などの計画をもっていた。海軍の、移植及び経済の両面で南進を行いたい意向とまさに合致する。

南洋興発は、一九三七年五月、南太平洋貿易株式会社を設立した。南太平洋貿易株式会社は、蘭領セレベス島における、ヤシ、ゴム、カポック等の農園経営、コプラ貿易を主事業としたもので、その傘下に農園経営の別働隊として

のセレベス興業合資会社と、群島各地と内地で、搾油事業を行う南洋油脂興業株式会社を有していた。資本金は一〇〇〇万円で上場会社であった。[8]

同年六月、真珠貝採取事業を目的として、海洋殖産株式会社を、パラオに設立した。同社は、当時乱立していたアラフラ海における白蝶採取事業を統合運営したもので、さらに、南洋拓殖（国策会社）との共同事業へと発展していく。[9]

まさに、海軍が考えたことを、南洋興発が実行していったのであるから、南洋興発の計画はスピーディにかつ、着着と実現されていったのである。

さらに、「海軍制度調査会」第一委員会では、移植民及び経済政策両面で、漸進的に進出する一方で、米英蘭からの圧迫に対しては、

「常ニ慎重ノ用意ヲ以テ臨ミ、且万一ニ対スル実力ノ準備完成ヲ要ス」[10]

と、海軍軍備充実の必要性を訴えている。

これらのことが、公式の国策として登場するのは、広田内閣の五相会議で確認された「国策の基準」のなかである。

「帝国内外ノ情勢ニ鑑ミ当ニ帝国トシテ確立スベキ根本国策ハ外交国防相俟ツテ東亜大陸ニ於ケル帝国ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出発展スルニ在リ」[11]

という項に、最初の表現がみられる。

このように、経済的平和進出にはじまった海軍の南進政策は、世界情勢に対応し、一九四〇年七月には、「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」で、武力を伴う国策に迄高められていくのである。

（1）前掲書『戦史叢書　大本営海軍部・聯合艦隊(1)』二八八～二八九頁。
（2）同右書　二九〇頁。
（3）同右書　二九二頁。
（4）前掲書『海軍省資料（1）』二八五～二八六頁　及び二九二頁。

(5) 前掲書『戦史叢書　大本営海軍部・聯合艦隊(1)』二九六頁。
(6) 同右書　二九六頁。
(7) 同右書　二九六～二九七頁。
(8) 前掲書『南興史』八六頁。
(9) 同右書　八七～八八頁。
(10) 前掲書『戦史叢書　大本営海軍部・聯合艦隊(1)』二九七頁。
(11) 前掲書『海軍省資料（2）』二九一頁。

むすびにかえて

南洋群島は、一九二〇年に日本がジュネーブで国際連盟規約第二十二条に準拠した「南洋群島ニ対スル帝国ノ委任統治条項」を調印して以降、日本の委任統治下に置かれることとなった。

しかし、この条項には、軍備制限が定められていた。すなわち

「第四条　土着民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域ノ地方的防衛ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ禁止スヘシ　又本地域内ニ陸海軍根拠地又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス」(1)

この条項により、南洋群島は、少くとも日本の国際連盟脱退通告二年後の、一九三五年三月二十六日迄は、連盟規約第二十二条の委任統治制度による軍備制限を受け、それから一九三六年末迄は、ワシントン軍備制限条約第十九条の制限を受けていた。

軍事制限下での南洋群島の土木建設は、南洋庁がすべて南洋興発に、工事を請け負わせていたという。その内容は、道路、港湾、農漁業産物干場、灯台、及び商業用飛行場の建設であった(2)。

非軍事施設の建設のみではない。この間、軍事的観点から南洋群島の基地調査が、何度か実施されているが、第一回基地調査は、一九三〇年に、海軍より南洋興発社長松江に依頼され同社の大波農務技師が実施している。[3] 対象は、飛行場調査であった。

当時、列国は、南洋群島の軍事施設に関し、日本政府に相当な疑惑をもっていた[4]というから、海軍が表に出ないですむように、南洋興発を利用していたということになろう。

一九三六年八月の「国策の基準」で明らかなように、それ迄の南進政策は、経済的発展による平和的進出であった。ここに至る迄の過程に、重要な役割を果たしたのが、「対南研」と「海軍制度調査会」であり、一九三五年から一九三六年にかけて、海軍のとるべき方策についての検討を重ねてきた。この両委員会で、海軍の手足となって、南進を具体化させることを期待されていたのが南洋興発であった。

一九二二年に産声をあげた南洋興発は、一九三五年には、資本金二〇〇〇万円、配当率九～一〇%、従業員四八〇〇名の大会社に成長しており、社長松江春次による、さらなる事業拡大が考えられていた。南洋興発でも海軍との結びつきの強化を望んでいたのである。

松江は、一九三二年に『南洋開拓拾年史』を著し、

「創業十年を迎へて、社運の発展を見、之は独り當社の発展となるばかりでなく、此のために南洋庁は財政の独立を遂げ、更に基の力の充実し余勢の溢るる処、當社は糖業を中心として、各種の南洋事業の開発に着手するに至り、更に多年待望して居った蘭領ニューギニアに対する進出を敢行し得るに至ったのであるから、十周年を迎へて最近に於ける南洋開拓は、非常なる発展を遂げた訳で、南洋開拓の我国に対する重要性が漸次鮮明にならんとしつつあるのである。[5]」

と述べている。

一九三一年の蘭領ニューギニアの開発着手は、その後の南洋興発の事業に一つの方向性を与えた。ペリリュー島に

おける鉱業権の取得、ニューギニア、チモール、セレベス、海南島への進出を含め、南方地域における各種の資源開発も行っていったのであった。

一九三五年二月、ペリリュー燐礦工場が竣工した。ペリリュー島の燐礦採掘権は、第一次大戦後、日本政府がドイツの南洋燐礦会社から買収したもので、これを南洋興発が一九三三年七月に南洋庁から買い受けた。南洋興発にとっては、最初の鉱業権の取得で、一九三六年度には、一七一〇〇トンの燐礦移出実績をあげている。(6)

一九三六年には、アンガウル島の燐礦採掘を目的として設立された南洋拓殖株式会社に南洋興発も資本参加を行った。南洋拓殖は、南洋拓殖株式会社令に基づく国策会社として南洋庁が、アンガウル、フハイス両島の鉱業権を現物出資し、資本金二〇〇〇万円をもって設立したものである。南洋興発は、南洋庁に次ぐ第二の株主であった。(7)

南洋興発はその後、トコベ島、ロタ島に燐礦工場を作り操業を開始している。

そして、南太平洋貿易株式会社、日本真珠株式会社、東印度水産株式会社、マニラ醸造株式会社、マカッサル水産株式会社(8)など、外領事業、群島内事業、国内事業を含めて、一八の傍系企業を傘下に置く迄に発展していく。

海軍にとって、平和的手段、すなわち経済進出による南進政策を考えていた時期、南洋興発が必要であった。

南洋興発にとっても、より一層の事業拡大のため、海軍のバックアップが必要であった。のである。

しかし、海軍と結びつくことによって成長した南洋興発は、民間企業でありながら、終戦と同時に、連合国軍総司令部からの、直接指定をもって、満鉄や台湾銀行などとともに企業閉鎖を命ぜられ、再び復興することはなかった。

一九四五年九月三〇日のことであった。

（1）前掲書『戦史叢書　中部太平洋方面海軍作戦(1)』四一頁。
（2）同右書　五二頁。
（3）同右書　五六頁。

（4）同右書　五二頁。
（5）前掲書『南洋開拓拾年誌』　一九四～一九五頁。
（6）前掲書『南興史』　八四頁　及び一〇九頁。
（7）同右書　八五頁。
（8）同右書　一九頁。